

令和3年度

個別指導における 主な指摘事項（歯科）

東北厚生局

目 次

保険診療等に関する事項

| | | |
|----|------------|-----|
| 1 | 診療録等 | P 1 |
| 2 | 基本診療料等 | P 2 |
| 3 | 医学管理等 | P 3 |
| 4 | 在宅医療 | P 6 |
| 5 | 検査 | P 7 |
| 6 | 画像診断 | P 9 |
| 7 | 投薬 | P10 |
| 8 | リハビリテーション | P10 |
| 9 | 歯周治療 | P11 |
| 10 | 処置 | P12 |
| 11 | 手術 | P14 |
| 12 | 歯冠修復及び欠損補綴 | P15 |
| 13 | 保険外診療 | P17 |

診療報酬の請求等に関する事項

| | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 届出事項、報告事項等 | P17 |
| 2 | 掲示事項 | P17 |
| 3 | 基本診療料の施設基準等 | P18 |
| 4 | 特掲診療料の施設基準等 | P19 |
| 5 | 診療報酬請求 | P19 |
| 6 | 一部負担金等 | P19 |
| 7 | その他 | P20 |

令和3年度 個別指導における主な指摘事項（歯科）

保険診療等に関する事項

1. 診療録等

(1) 診療録

保険医は診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。

複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。

保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科助手、事務員）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。

レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。

ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。

イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。

ウ 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の空欄に記載している。

診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。

ア 診療行為の手順と異なった記載がある。

イ 行間を空けた記載がある。

ウ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。

エ 判読困難な記載がある。

オ 欄外への記載がある。

カ 鉛筆による記載がある。

キ 訂正又は追記した日時が不明である。

独自の略称又は現在使用されていない略称等（DF、MI、X、口腔歯管、Tri、do、明細加算、新製義歯指導管理料）を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令2.3.23 保医発0323 第5号）」を参照し適切に記載すること。

診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない、不十分である又は誤っている。

イ 傷病名にP、Perの略称を使用しており、病態に係る記載がない。

ウ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。

診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

症状、所見、診療方針、部位、点数について記載がない、不十分である又は画一的である。

象牙質レジンコーティングや有床義歯内面適合法に使用した材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。

（2）歯科技工指示書・歯科衛生士の業務記録

歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 設計

イ 作成の方法

ウ 使用材料

エ 発行の年月日

オ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作内容、製作部位について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので改めること。

（3）提供文書

歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2. 基本診療料等

（1）初診料・再診料

歯周病等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

（2）初・再診料の加算

《歯科診療特別対応加算》

算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。

1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）

ウ 治療方針の概要等

2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

管理に係る要点

明らかに1回で治療が終了し、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況や生活習慣の改善目標等を踏まえた継続的管理が行われていない場合に、算定できない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。

歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

《文書提供加算》

算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している

又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者の基本状況（基礎疾患、服薬、生活習慣等）＜初回用のみ＞

イ 口腔の状態（口腔内の状況、歯や歯肉の状態、口腔機能の問題等）

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 治療方針の概要等（これまでの治療＜継続用のみ＞、改善目標、治療の予定等）
管理に係る文書の作成、提供を行っていないにもかかわらず、文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。

《エナメル質初期う蝕管理加算（か強診）》

算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に対して説明した内容の要点を診療録に記載していない。

エナメル質初期う蝕管理加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者等に対して説明した内容の要点

イ 光学式う蝕検出装置を使用した場合の測定値

《長期管理加算》

算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

長期管理加算は、歯科疾患の重症化予防に資する長期にわたる継続的な口腔管理を評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

（２）小児口腔機能管理料

算定要件を満たしていない小児口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 当該管理料の初回算定日に口腔外又は口腔内カラー写真撮影を実施していない。

イ 指導・管理内容を診療録に記載又は指導・管理に係る記録若しくはその写しを診療録に添付していない。

小児口腔機能管理料は、口腔機能の発達不全が認められる小児のうち、継続的な管理が必要な患者に対して、正常な口腔機能の獲得を目的として行う医学管理につ

いて評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

(3) 歯科衛生実地指導料

《歯科衛生実地指導料1》

算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ 情報提供文書を作成していない。

ウ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。

エ 情報提供文書に記載すべき指導等の内容、口腔衛生状態(う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。)、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。

診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯科衛生士に行った指示内容等の要点

情報提供文書に記載すべき実地指導を行った時間について、画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載すること。

情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について適切に記載すること。

ア 指導等の内容

イ 口腔衛生状態(う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。)

ウ 指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)

エ 指導を行った歯科衛生士の氏名

(4) 歯周病患者画像活用指導料

算定要件を満たしていない歯周病患者画像活用指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理していない。

歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

(5) 歯科治療時医療管理料

算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視を行っていない。

イ 管理内容（モニタリング結果）患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない。

診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 管理内容（モニタリング結果）

イ 患者の全身状態の要点

処置（外科後処置、創傷処置、歯周疾患処置、歯周基本治療処置を除く。）、手術、歯冠修復及び欠損補綴（歯冠形成、う蝕時即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成、支台築造、支台築造印象及び印象採得に限る。）を行っていない場合（患者の容体の急変等によりやむを得ず中止した場合を除く。）に、算定できない歯科治療時医療管理料を算定している例が認められたので改めること。

（６）新製有床義歯管理料

算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料「１ ２以外の場合」、「２ 困難な場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損の状態

イ 担当歯科医師の氏名

4. 在宅医療

（１）歯科訪問診療料

算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

第１回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点

診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について必要な事項を適切に記載すること。

ア 実施時刻（開始時刻と終了時刻）

イ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）

歯科訪問診療料に係る診療時間に、診療前の準備に要した時間、診療後の片付けに要した時間を含めないこと。

《歯科訪問診療１》

同一建物で複数の患者を診療した場合に、歯科訪問診療１を誤って算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯科訪問診療料の加算

《歯科診療特別対応加算》

算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

《歯科訪問診療補助加算》

歯科訪問診療補助加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について適切に記載すること。

診療の補助を行った歯科衛生士の氏名

(3) 訪問歯科衛生指導料

診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 当該訪問指導で実施した指導内容

イ 指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

ウ その他療養上必要な事項に関する情報

(4) 歯科疾患在宅療養管理料

管理計画に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 口腔の状態（口腔衛生状態、口腔粘膜の状態、口腔乾燥の有無、歯科疾患、有床義歯の状況、咬合状態等）

イ 管理方法の概要

5. 検査

(1) 電氣的根管長測定検査

算定要件を満たしていない電氣的根管長測定検査を算定している次の例が認められたので改めること。

検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

電氣的根管長測定検査の算定において、2根管で算定すべきものを3根管として誤って算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯周病検査

《歯周基本検査》

算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

イ 1口腔単位で実施していない。

混合歯列期の患者に対して漫然と歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、歯年齢等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

歯周基本検査における歯周ポケット測定、歯の動揺度の検査結果について、診療録又は診療録に添付した記録の記載に不備な例が認められたので、適切に記載すること。

《歯周精密検査》

算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、プラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。

イ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断して、必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたので改めること。

歯周組織の状態及び治療の内容等から歯周基本検査の適用を考慮せずに、歯周精密検査を画一的に選択している不適切な例が認められたので改めること。

歯周精密検査におけるプラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備な例が認められたので、適切に記載すること。

《混合歯列期歯周病検査》

算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。

必要な検査のうちプロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。

混合歯列期歯周病検査におけるプラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無の検査結果について、診療録の記載に不備な例が認められたので、適切に記載すること。

《その他》

歯周基本治療から次の歯周病検査までの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切

な例が認められたので改めること。

2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握した上で治療の判断又は治療計画の修正を行う）歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるため、検査については適切な期間をあけて実施すること。

（3）顎運動関連検査

算定要件を満たしていない顎運動関連検査（下顎運動路描記法、ゴシックアーチ描記法、パントグラフ描記法、チェックバイト検査）を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

イ チェックバイト検査において顔弓（フェイスボウ）、半調節性咬合器を使用していない。

（4）小児口唇閉鎖力検査

算定要件を満たしていない小児口唇閉鎖力検査を算定している次の例が認められたので改めること。

検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

6. 画像診断

（1）総論的事項

歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。

歯科エックス線撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない不適切な例が認められたので改めること。

「埋伏智歯等、下顎管との位置関係」、「顎関節症等、顎関節の形態」、「顎裂等、顎骨の欠損形態」、「腫瘍等、病巣の広がり」、「その他、歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影で確認できない位置関係や病巣の広がり等を確認する特段の必要性が認められる場合」のいずれにも該当していない場合に、算定できない歯科用3次元エックス線断層撮影を算定している例が認められたので改めること。

撮影した歯科エックス線写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。

撮影した歯科エックス線写真、歯科パノラマ断層写真において、不鮮明な例が認められたので、適切に取り扱うこと。

（2）診断料

算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る

必要な所見を診療録に記載していない。

歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

写真診断に係る必要な所見

一連の症状を確認するため、同一部位に撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断の費用について、所定点数の100分の50に相当する点数として算定すべきものを所定点数で算定している例が認められたので改めること。

7. 投薬

投薬

医薬品医療機器等法の承認事項（適応（効能・効果））からみて、次の不適切な投薬が認められたので改めること。

適応外（マーズレンS配合顆粒、デキサメタゾン軟膏、アフタゾロン口腔用軟膏0.1%、レバミピド錠100mg）

患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので、必要に応じて確認すること。

処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、症状、経過等を考慮の上、投与薬剤、投薬日数、投薬量をその都度決定すること。

投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

投薬を行うに当たっては、相互作用（併用注意）をよく理解し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めること。

8. リハビリテーション

（1）歯科口腔リハビリテーション料1

《歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」》

算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。

歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整方法及び調整部位

イ 指導内容の要点

(2) 歯科口腔リハビリテーション料2

算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料2を算定している次の例が認められたので改めること。

実施内容等の要点を診療録に記載していない。

(3) 摂食機能療法

診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

摂食機能療法の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

9. 歯周治療

(1) 診断等

歯周病に係る症状、所見、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

(2) 歯周疾患処置

歯周疾患処置時の歯周ポケット内への薬剤注入において、特定薬剤として承認された用法以外の方法で使用している不適切な例が認められたので改めること。

(3) 歯周基本治療

必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

(4) 歯周病安定期治療（ ）

算定要件を満たしていない歯周病安定期治療（ ）を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

イ 患者又はその家族等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。

管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病安定期治療の治療方針

4ミリメートル以上の歯周ポケットを有するものに該当していない場合に、算定できない歯周病安定期治療（ ）を算定している例が認められたので改めること。

一時的に症状が安定した状態に至っていない場合に、算定できない歯周病安定期

治療（ ）を算定している例が認められたので改めること。

治療間隔の短縮が必要とされる場合に該当していない患者に対して、前回実施月の翌月から起算して2月を経過していない場合に、算定できない歯周病安定期治療（ ）を算定している例が認められたので改めること。

(5) 歯周病重症化予防治療

算定要件を満たしていない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改めること。

歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病重症化予防治療の治療方針

歯周ポケットが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない場合に、算定できない歯周病重症化予防治療を算定している例が認められたので改めること。

(6) 歯周基本治療処置

算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定している次の例が認められたので改めること。

使用した薬剤名を診療録に記載していない。

(7) 歯周治療用装置

算定要件を満たしていない歯周治療用装置を算定している次の例が認められたので改めること。

歯周精密検査を実施していない。

10. 処置

(1) う蝕処置

算定要件を満たさないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。

算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

処置内容等

(2) 咬合調整

算定要件を満たさない咬合調整を算定している次の例が認められたので改めること。

歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載していない。

歯冠形態の修正を行った際に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 修正理由

イ 修正箇所

(3) 知覚過敏処置

症状、所見、治療内容、予後等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) 歯内療法

《根管充填》

加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

《加圧根管充填処置》

算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 緊密な根管充填を行っていない。

イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を確認していない。

エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。

(5) 暫間固定

《その他》

エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったものについて、算定できない装着を算定している例が認められたので改めること。

必要性の認められない暫間固定「1 簡単なもの」を行っている例が認められたので改めること。

(6) 口腔内装置

口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

顎関節症、歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

「2 口腔内装置2」を製作する際に、口腔内装置の所定点数に含まれ別に算定できない咬合採得の費用を算定している例が認められたので改めること。

「口腔内装置2」として算定すべきものを「口腔内装置1」として誤って算定している例が認められたので改めること。

(7) 口腔内装置調整・修理

《口腔内装置調整》

算定要件を満たしていない口腔内装置調整を算定している次の例が認められたの

で改めること。

調整の部位、方法等を診療録に記載していない。

口腔内装置調整に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整の部位

イ 調整方法

(8) 歯冠修復物又は補綴物の除去

手術の所定点数に含まれ算定できない手術当日に行われる手術に伴う除去の費用を算定している例が認められたので改めること。

必要性の認められない除去を行っている例が認められたので改めること。

《著しく困難なもの》

メタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

(9) 機械的歯面清掃処置

算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科衛生士が当該処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

糖尿病の患者に対して、他の保険医療機関(歯科診療を行う保険医療機関を除く。) から文書による診療情報の提供を受けていない場合に、2月に1回に限り算定すべき機械的歯面清掃処置を月1回算定している例が認められたので改めること。

(10) フッ化物歯面塗布処置

算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

初回の算定時に、病変部位の口腔内カラー写真を撮影していない、診療録に添付又は電子保存していない。

11. 手術

(1) 抜歯手術

抜歯手術(難抜歯加算) における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《難抜歯加算》

歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

《埋伏歯》

骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯根嚢胞摘出手術

歯根嚢胞摘出手術における症状、所見、手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」を算定している例が認められたので改めること。

(3) 口腔内消炎手術

算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 手術部位

イ 症状及び手術内容の要点

(4) 歯周外科手術(歯肉剥離搔爬手術)における手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(5) その他

歯槽骨整形手術、抜歯窩再搔爬手術の手術内容について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

12. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

イ 診療録に記載すべき内容(欠損補綴物の名称及び設計等の要点)が実態と異なっている。

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損部の状態

イ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例

が認められたので改めること。

患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 歯冠形成・歯冠修復

《う蝕歯無痛的窩洞形成加算》

う蝕除去・窩洞形成用レーザーに加えて、エアタービン等歯科用切削器具を用いている場合に、算定できないう蝕歯無痛的窩洞形成加算を算定している例が認められたので改めること。

《充填》

同一歯面の複数窩洞に対する充填に係る保険医療材料料について、1窩洞の充填として算定すべきものを算定できない複数窩洞の充填として算定している例が認められたので改めること。

(4) ブリッジ

欠損補綴(ブリッジ)の実施に当たっては、「ブリッジの考え方2007」(平成19年11月 日本歯科医学会)を参考に適切な治療を行うこと。

(5) 有床義歯

《有床義歯》

残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆処置を行うこと。

高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

鑄造鉤、線鉤の種類、個数、保険医療材料について、誤って算定している例が認められたので改めること。

人工歯の保険医療材料について、硬質レジン歯を陶歯として誤って算定している例が認められたので改めること。

補強線を屈曲バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

《保持装置》

保持装置(1歯欠損に相当する孤立した中間欠損部位を含む有床義歯において鑄造バー又は屈曲バーと当該欠損部に用いる人工歯を連結するために使用される小連結子)に該当していないにもかかわらず、保持装置として誤って算定している例が認められたので改めること。

(6) 有床義歯修理

算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。

修理内容の要点を診療録に記載していない。

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

修理内容の要点

13. 保険外診療

保険診療から保険外診療に移行した場合は、診療録に移行した旨を記載すること。

診療報酬の請求等に関する事項

1. 届出事項、報告事項等

次の届出事項について、変更が認められたので速やかに地方厚生局長あて届け出ること。

- ア 保険医の勤務形態の変更
- イ 保険医の異動
- ウ 標榜診療科目、標榜診療時間の変更
- エ 届出事項に係る辞退

有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算 1 及び 2

次の保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかった又は変更の報告をしていなかったので速やかに地方厚生局長あて報告すること。

- ア 金属床による総義歯に係る金属の種類、費用
- イ う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用、小窩裂溝填塞の費用

2. 掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

- ア 明細書の発行に関する事項を掲示していない又は掲示が誤っている。
一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない、交付を希望しない場合の記載がない。
- イ 次の施設基準に係る事項を掲示していない又は届出していないにもかかわらず誤って掲示している。

《基本診療料の施設基準等》

- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準
- ・ 歯科外来診療環境体制加算 1

《特掲診療料の施設基準等》

- ・ 歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

- ・ 歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準
 - ・ 在宅歯科医療推進加算
 - ・ 手術用顕微鏡加算
 - ・ 口腔粘膜処置
 - ・ う蝕歯無痛的窩洞形成加算
 - ・ CAD / CAM 冠
 - ・ 手術時歯根面レーザー応用加算
 - ・ 歯根端切除手術の注 3
 - ・ レーザー機器加算
 - ・ クラウン・ブリッジ維持管理料（患者が受けられるサービスの内容）
- ウ 次の保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して掲示が誤っている事項が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。
- ・ 金属床による総義歯の提供
 - ・ う蝕に罹患している患者の指導管理
- エ 次の保険外併用療養費に係る療養の内容及び費用について、地方厚生局長に対して当該療養に係る費用等の報告が行われていないにもかかわらず、掲示を行っていたので、速やかに報告の上掲示すること。
- ・ う蝕に罹患している患者の指導管理
 - ・ 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給
- 個人情報の取扱いについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日通知、令和 2 年 10 月 9 日改正 個人情報保護委員会 厚生労働省）を参考に掲示を行うこと。

3. 基本診療料の施設基準等

(1) 初診料の注 1

院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示が当該保険医療機関の見やすい場所に掲示されていないので、適切に掲示すること。

(2) 歯科外来診療環境体制加算

歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境の確保が不十分なので適切に確保すること。

緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示が、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示されていないので、適切に掲示すること。

緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示が不十分であるので、適切に掲示すること。

4. 特掲診療料の施設基準等

(1) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

過去1年間に歯科訪問診療1若しくは歯科訪問診療2の算定回数又は連携する在宅療養支援歯科診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2に依頼した歯科訪問診療の回数があわせて5回以上ない。

(2) 地域医療連携体制加算

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

地域歯科診療支援病院初診料の届出を行った病院と連携をとっていない。

5. 診療報酬請求

(1) 総論的事項

診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、所定点数、合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。

診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

(2) 診療報酬明細書の記載

診療報酬明細書の記載等について、不備な例が認められたので適切に記載すること。

摘要欄の歯科治療医療管理料、パノラマ断層撮影、咬合調整に係る記載について、実際とは異なる算定理由を記載している。

6. 一部負担金等

一部負担金

一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。

徴収すべき者（自家診療）から適切に徴収していない。

未収の一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。

管理簿を作成していない、納入督促を行っていない。

診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。

審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

日計表についてOA機器等により管理していることから、一部負担金の徴収状況を定期的に出力、確認するなどにより適切に管理すること。

7. その他

その他

院内における医薬品の採用について、後発医薬品を検討するなど後発医薬品の使用に対し積極的に取り組むよう努めること。

保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。

保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。

過去に出席した集団指導、新規個別指導、個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。